

岩手県告示第 256 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

| 居宅介護支援事業者 |                      | 居宅介護支援事業所   |                    | 休止年月日           |
|-----------|----------------------|-------------|--------------------|-----------------|
| 名 称       | 主たる事務所の所在地           | 名 称         | 所在地                |                 |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 | ニチイケアセンター松園 | 盛岡市東松園一丁目 24 番 2 号 | 平成 20 年 2 月 1 日 |